

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第2部門第4区分
 【発行日】平成18年3月9日(2006.3.9)

【公開番号】特開2001-10291(P2001-10291A)

【公開日】平成13年1月16日(2001.1.16)

【出願番号】特願平11-184900

【国際特許分類】

B 4 3 L 19/00 (2006.01)

B 6 5 H 35/07 (2006.01)

【F I】

B 4 3 L 19/00 H

B 6 5 H 35/07 E

【手続補正書】

【提出日】平成18年1月25日(2006.1.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

【発明が解決しようとする課題】

しかしながら、従来の転写具は、上記したように転写媒体を貼着した帯状フィルムを送り出し、巻き取るために、ギヤ、並びにこれらのギヤを連動させる連動ギヤが設けられていたので、その分、これらを収納する筐体が厚み方向にもまた送出リール及び巻取りールの軸方向にも大きくなり、筆記具と共に例えば筆箱などに収納することができないといった不具合があった。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

すなわち、本発明は、従来のギヤ、及びこれらギヤ間に設けた連動ギヤを省略している。そして、転写媒体を貼着した帯状フィルムを従来のように送出リールに巻装することに代えて送出軸部自体に巻装し、転写ローラを通過後の帯状フィルムは、巻取軸部自体に巻き取って筐体内に収納するようにしている。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0022

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0022】

このように、転写具1は、転写ローラ5のローラ軸と帯状フィルムFの巻取軸4に架けられたベルト6による回転力の伝達で帯状フィルムFを巻き取るので、従来構成に存在したギヤ、さらにはこれらギヤ間に設けた連動ギヤを必要としないので、筐体2をその厚み方向及び送出軸3や巻取軸4の軸方向に小型化することができ、筆記具と共に筆箱などに収納することができる。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0025

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0025】

【発明の効果】

以上説明したように、本発明の転写具は、筐体内に枢支され、転写媒体を貼着した帯状フィルムを巻装した送出軸部と、筐体の一端部に形成された開口に、送出軸部から転写媒体を貼着した帯状フィルムを送り出して被転写体に対して転写媒体を転写すると共に該帯状フィルムを該筐体内に送る転写ローラと、転写ローラを通過した帯状フィルムを巻き取る巻取軸部とを備え、転写ローラと巻取軸部とにベルトを架けたので、従来のギヤ、及びこれらギヤ間に設けた連動ギヤを省略して筐体を小さくして筆記具と共に筆箱などに収納することができ、また筐体を小さくしたにも拘わらず転写媒体の容量を減少させることがなく、また、使い勝手も損なうことがなく、さらに製作コストを削減することができる。